

「国民健康保険料決定通知書および封筒」仕様書

1	物件名称	国民健康保険料決定通知書および封筒 (通知書、封筒)
2	品質・形状・寸法又は型式	別紙「特記仕様書」のとおり
3	グリーン物品の指定	指定しない
4	数量 (単価契約の場合は は予定数量)	別紙「印刷内訳書」のとおり
5	納入期限	令和6年3月31日 ただし、各種1,000枚(封筒2、封筒4を除く)を令和6年2月28日までに納入すること。 この1,000枚は納入物の枚数に含みます。
6	納入場所	民生局健康部健康保険課
7	特記事項	原稿については契約後にExcel形式で最新のものを渡す。
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	「見本」は契約課窓口にて提示していますが、入用の場合は「11 連絡先 健康保険課保険料係」までお問い合わせください。(仕様書に対する質問がある場合は、質問書送付マニュアルに沿って、本市指定の書式で質問書を作成し、質問書締切日時までに電子入札システムで送付してください。)その他この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	健康保険課保険料係 荒木 046-822-8233(直通)

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

印刷内訳書

(税抜き)

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物品 指定の有無	単位	数量	単価(円)	金額(円)
1	国民健康保険料決定 通知書1(月例)	特記仕様書のとおり	無	枚	45,000		
2	国民健康保険料決定 通知書2(当初)	特記仕様書のとおり	無	枚	66,000		
3	封筒1(決通用 区内)	特記仕様書のとおり	無	枚	91,000		
4	封筒2(決通用 後納)	特記仕様書のとおり	無	枚	9,000		
5	封筒3(督促用 区内)	特記仕様書のとおり	無	枚	80,800		
6	封筒4(督促用 後納)	特記仕様書のとおり	無	枚	9,600		

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

国民健康保険料決定通知書および封筒 特記仕様書

1、通知書

①通知書の仕様

通知書の仕様は、下表のとおりです。

サイズ	11.5インチ×420mm
用紙等 (通知4)	上質紙70kg 1色刷り
加工等	中央に縦ミシン目、スプロケットホール

②通知書の枚数

通知書の種類ごとの枚数は、下表のとおりです。

通知書の種類	全体の大きさ	枚数	使用時期	備考
通知1	横420mm 縦11.5インチ	45,000枚	R6,4~R7,5	
通知2	横420mm 縦11.5インチ	66,000枚	R6,6	

③原稿の受け渡し

- 原稿は、契約後にExcel形式の最新のデータを、市が納入業者に渡すものとする。
- 公印の印影は、別途、配布したものをを使用すること。

④校正

- 本印刷を行う前に校正(最大3回)を行うこと。
なお、通知書の記載内容は、国民健康保険法の改正等により、本仕様書と異なる場合があります。

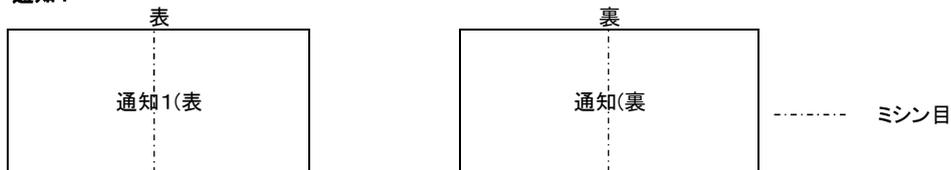
⑤納品

- 納品は、下記の通知書の種類ごとに通知書をビニールで梱包し、ダンボール箱に詰めること。
- 納品するダンボール箱には、ラベルを貼り、そのラベルに上記②の通知書の種類ごとに通し番号と用紙枚数を記入すること。
- 1箱あたりの梱包枚数は、下表のとおりとすること。

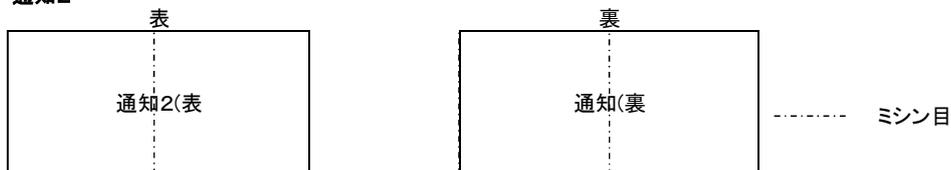
通知書の種類	1箱あたりの梱包枚数
通知1	1500~2000通
通知2	1500~2000通

⑥通知書の用紙枚数及び配置パターン

通知1



通知2



2、封筒

①封筒の仕様

封筒の仕様は、下表のとおりです。

サイズ	封筒1、封筒2 : 23.1cm×12.0cm 封筒3、封筒4 : 22.4cm×12.0cm
用紙等	<ul style="list-style-type: none"> 古紙が配合されていること。 1色刷りで、裏地紋を入れること。 紙質 プラ窓専用紙:片艶晒(かたつやさらし)使用。紙厚55kg 用紙は55kg相当のプラ窓用原紙を使用し、通知書を封入した状態で郵送に耐えられること。
加工等	<ul style="list-style-type: none"> 封筒にプラ窓をつけること。(プラ窓のサイズ及び位置は下表のとおり。) プラ窓は、カスタマーバーコードの読み込みに支障がない状態とすること。 長い方の辺から封入できるようにし、のりしろ部分にアラビアのりを付けること。ペロサイズ 3.4cm 封筒1、2には、ペロに「コンビニで収納できます」を印刷すること 「区内特別」または「料金後納」のマーク、市役所の連絡先、封入物名等を市が指定する位置に印刷すること。 封筒の形状は、内カマス貼とすること。

②封筒の枚数とプラ窓の仕様

種類	枚数	プラ窓のサイズ	プラ窓の位置	備考
封筒1(決通) (区内特別)	91,000枚	横 11.3cm 縦 6.5cm	左辺より2.0cm 右辺より9.8cm 上辺より2.3cm 下辺より4.8cm	
封筒2(決通) (料金後納)	9,000枚	横 11.0cm 縦 6.5cm	左辺より2.0cm 右辺より9.8cm 上辺より2.3cm 下辺より4.8cm	
封筒3(督促) (区内特別)	80,800枚	横 9.4cm 縦 6.8cm	左辺より2.2cm 右辺より10.8cm 上辺より1.3cm 下辺より3.9cm	
封筒4(督促) (料金後納)	9,600枚	横 9.4cm 縦 6.8cm	左辺より2.2cm 右辺より10.8cm 上辺より1.3cm 下辺より3.9cm	

③原稿の受け渡し

④校正

⑤納品

- 原稿は、契約後にExcel形式のデータを、市が納入業者に渡すものとする。
- 本印刷を行う前に、校正(最大3回)を行うこと。
- 納品する際は、封筒の種類ごとに分けて梱包すること。
- 封筒の「のりしろ部分」を折った状態で納品すること。
- ダンボール一箱あたりの枚数は、1,000枚とすること。
- ダンボールに、封筒の種類と枚数を記載したラベルを貼ること。

3、その他

①入札前の見本の掲示

- 見本は、契約課カウンター前の机に掲示します。

○保険料の決定

毎年6月に、その年の4月から翌年3月までの1年間の保険料を決定し、通知します。決定に際しては、加入者の年齢、人数及び加入者ごとの前年中の総所得金額等を基に決定し、翌年3月まで引き続き国民健康保険に加入するものとして算定します。ただし、年度内に75歳になる人は、75歳になる月の前月まで加入するものとして算定します。

○保険料の納期(納付書払・口座振替の場合) ※特別徴収の場合は表面「年金からの特別徴収について」をお読みください。

保険料は1年間分を6月から翌年3月までの10回払いで納付していただきます。

(例)年間保険料が120,000円の場合の月割・納付保険料												
月割	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保険料	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
納期	通常、4月と5月は納付がありません。	6月(1期)	7月(2期)	8月(3期)	9月(4期)	10月(5期)	11月(6期)	12月(7期)	1月(8期)	2月(9期)	3月(10期)	
保険料		12,000円										

なお、昨年度以前に遡った加入や所得の更正などにより、昨年度以前の保険料が新たに発生した場合は、その保険料は1回払いで納付していただきます。口座振替の人は、今年度と昨年度以前の保険料が同日に振替される場合がありますので、残高についてはご注意ください。

関連法令：国民健康保険法第76条、国民健康保険法施行令第29条の7、横須賀市国民健康保険条例第10条から第19条まで

○保険料の計算のしくみ ※保険者(市区町村)によって異なります。

年間保険料は、下記のA・B・Cの合計です。

- A 医療保険分
 - B 後期高齢者支援金等賦課額
 - C 介護納付金賦課額(40歳以上65歳未満の人のみ)
- A・B・Cは、それぞれ下記の1・2・3の合計です。
- 均等割額・・・加入者ひとりひとりにかかります。
 - 平等割額・・・加入世帯、1世帯ごとにかかります。
 - 所得割額・・・加入している人全員の所得に応じてかかります。前年の所得から基礎控除(最高43万円(令和2年度以前は最高33万円))を差し引いた額(千円未満切捨)に所得割率を乗じて算出します。実際の保険料計算の明細については表面「国民健康保険料賦課計算明細」を、月々の納付額については「保険料の納付額」をお読みください。

○保険料(所得割額)の算定対象となる所得

地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額

○保険料(所得割額)の算定対象とならない所得

- 市県民税が分離課税されている退職所得
- 遺族年金、障害年金などの非課税年金等
- 健康保険等の保険給付金(傷病手当金等)
- 雇用保険の失業給付金等

○保険料(所得割額)の算定で控除対象とならない主なもの

- 雑損失の繰越控除
- 医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除等

○保険料の減免について(申請が必要です。)

次の条件に当てはまる方は、申請により、一定期間保険料が減免される制度があります。

- 火災・震災・風水害等により、住居や家財等に相当の被害を受けたとき
- 失業・事業の休止止、病気などで生活保護を受けるに相当するほど生活が困窮し、年間の収入見込み額が生活保護法の基準額の1.3倍以下のとき
- 被保険者が国民健康保険法第59条の規定により療養の給付の制限を受けたとき
- 社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移ったために、扶養されていた65歳以上の人が国民健康保険に入ったとき

○保険料の軽減について(申請は不要です。)

国民健康保険加入者全員の前年の所得金額の合計が一定以下の世帯については、次のとおり(均等割、平等割のみ)軽減します。
*所得金額の合計には、擬制世帯主の所得や専従者控除額を含みます。(擬制世帯主とは国民健康保険の加入者ではない世帯主のことです。)
65歳以上の人は年金所得から最大15万円控除して計算します。

- 7割軽減・・・前年の所得金額が、43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)以下の場合
- 5割軽減・・・前年の所得金額が、43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数－1)以下の場合
- 2割軽減・・・前年の所得金額が、43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数－1)以下の場合

これらの軽減は、前年の所得申告に基づいて判定されます。確定申告、もしくは市民税・県民税の申告をしていない人は軽減されませんので、申告をしてください。

○国民健康保険料の納付義務者について

国民健康保険法第76条及び横須賀市国民健康保険条例第10条により、保険料の納付義務者は世帯主と定められています。

そのため、加入者全員分の保険料を世帯単位で計算し、世帯主の方に、保険料の通知書を送付します。

- *世帯主の方が国保に加入していないときでも、納付の義務者は世帯主のため、世帯主の方に通知書を送付します。
- *国保の加入者については、「加入者の内訳」でご確認ください。
- *世帯主が国保に加入していない世帯について、保険料の納付状況など一定の条件により、国保加入者を世帯主に変更することができます。健康保険課または行政センターにお申出ください。

○不服申し立て及び取消訴訟について

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会(神奈川県庁内)に対して審査請求をすることができます。

2 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横須賀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 処分等により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。

○未就学児の均等割額について

令和4年度国民健康保険料から未就学児の均等割額を50%減額して計算します。なお、「○保険料の軽減について(申請は不要です。)」に該当している場合、軽減後の金額から50%減額して計算します。
例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の50%を減額し、8.5割軽減となります。

○雇用保険受給者の保険料の減額計算について(申請が必要です。)

雇用保険受給資格者証が、以下の条件を全て満たす場合には、給与所得を70%減額して保険料を計算します。
① 離職日の翌日が前年度の4月1日以降であること
② 離職理由が、11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかであること
③ 所定給付日数が90日以上であること
④ 離職時年齢が65歳未満であること

※退職日から2年を経過すると、届出いただいても保険料は減額出来ないことがあります。

○後期高齢者医療制度について

平成20年4月から75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度が始まりました。(65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人も加入することができます。)対象となる人は、それまで加入していた医療保険(国民健康保険など)を脱退し、後期高齢者医療制度に移ることになります。この制度の医療費は国・県・市町村が負担する公費と、制度に加入している人が負担する保険料、そして75歳未満の人が加入する医療保険から支出される支援金によってまかなわれます。また、この制度によって国保加入者が減った世帯は、次のような措置が取られます。ただし、世帯主が変わったり、国保加入者であった人が世帯から出た場合は対象外になります。

- 軽減の判定をするときに、後期高齢者医療制度に移った人の所得及び人数も含めて判定を行います。
- 同じ世帯の人が後期高齢者医療制度に移ったために国保加入者が1人になった場合、平等割額(介護納付金分は除く)を一定期間減額します。

◎年度途中で75歳になられる人へ

年度当初の保険料決定時に、75歳になる月の前月までの保険料を算定し、年間保険料として賦課します。納期回数で年間保険料をあらかじめ均等に割るため年度途中で国民健康保険料が変更になることはありませんが、新たに75歳の誕生日月から後期高齢者医療の保険料が賦課されます。

関連条例

減免(横須賀市国民健康保険条例第22条)

軽減(横須賀市国民健康保険条例第19条の2)

○保険料の遡及賦課について

保険料は、資格を取得した月からかかりますが、2年以上前に遡って資格を取得したときは、最長で2年間の保険料がかかります。この場合、過年度の保険料は1回払いで納付していただきます。

関連法令：国民健康保険法第110条の2

○保険料更正の期間制限について

平成27年度分以降の保険料から、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後、保険料額の更正はできません。

1 当該年度における最初の保険料の納期は、保険料の徴収方法や資格取得日等によって世帯ごとに異なります。

2 資格取得日が当該年度第1期納期限以後の世帯は、世帯の資格取得日の翌日が起算日となり、起算日から2年を経過した日以後、保険料の更正はできません。なお、被保険者の責めに帰することのできない事由によって、社会保険等に遡及加入した場合は、2年を経過した日以後であっても保険料の更正ができることがあります。

関連法令：国民健康保険法第110条の2

○基礎控除の金額について

令和3年度分以後の国民健康保険料及び令和3年8月療養分以後の高額療養費・高額介護合算療養費について、基礎控除の金額は合計所得額に応じた次の金額になります。

- 合計所得金額が2,400万円以下の場合・・・最高43万円
- 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下の場合・・・29万円
- 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下の場合・・・15万円
- 合計所得金額が2,500万円を超える場合・・・0円

○保険料の遡及賦課について

保険料は、資格を取得した月からかかりますが、2年以上前に遡って資格を取得したときは、最長で2年間の保険料がかかります。この場合、過年度の保険料は1回払いで納付していただきます。

関連法令：国民健康保険法第110条の2

○保険料更正の期間制限について

平成27年度分以降の保険料から、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後、保険料額の更正はできません。

1 当該年度における最初の保険料の納期は、保険料の徴収方法や資格取得日等によって世帯ごとに異なります。

2 資格取得日が当該年度第1期納期限以後の世帯は、世帯の資格取得日の翌日が起算日となり、起算日から2年を経過した日以後、保険料の更正はできません。なお、被保険者の責めに帰することのできない事由によって、社会保険等に遡及加入した場合は、2年を経過した日以後であっても保険料の更正ができることがあります。

関連法令：国民健康保険法第110条の2

○基礎控除の金額について

令和3年度分以後の国民健康保険料及び令和3年8月療養分以後の高額療養費・高額介護合算療養費について、基礎控除の金額は合計所得額に応じた次の金額になります。

- 合計所得金額が2,400万円以下の場合・・・最高43万円
- 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下の場合・・・29万円
- 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下の場合・・・15万円
- 合計所得金額が2,500万円を超える場合・・・0円

○保険料の納付について

国民健康保険料の納付は、国民健康保険料決定通知書(納付書)で納期限までに本市取扱金融機関やコンビニエンスストア等にて納付していただく方法(納付書払)と、みなさんが指定する口座(本市取扱金融機関のものに限ります)から毎月月末の日(月末の日が金融機関休務日の場合は、翌月の一番最初に金融機関が営業している日)に保険料を引き落とす方法(口座振替)、年齢などの要件により年金から天引きされる方法(特別徴収)があります。

○保険料の納付について

国民健康保険料の納付は、国民健康保険料決定通知書(納付書)で納期限までに本市取扱金融機関やコンビニエンスストア等にて納付していただく方法(納付書払)と、みなさんが指定する口座(本市取扱金融機関のものに限ります)から毎月月末の日(月末の日が金融機関休務日の場合は、翌月の一番最初に金融機関が営業している日)に保険料を引き落とす方法(口座振替)、年齢などの要件により年金から天引きされる方法(特別徴収)があります。

【便利な口座振替をおすすめします】

◎**口座振替を利用すると、毎月の納付の手間がなくなり大変便利です。現在納付書で納付されている人へ、便利な口座振替をおすすめします。**

【**手続きに必要なもの**】
① 預貯金通帳
② 通帳使用の印鑑
③ 被保険者証
【**手続きできる場所**】
本市取扱金融機関(納付書裏面をお読みください。)、市役所健康保険課、行政センター、役所屋(市民サービスセンター)

◎キャッシュカードで口座振替の申込手続きができます

キャッシュカードを専用の端末に通り、暗証番号を入力することで、簡単に口座振替の申込ができます。お手続きの方法は次のとおりです。

【**対象金融機関**】横浜、スルガ、りそな、三菱UFJ、三井住友、神奈川、ゆうちょ(郵便局)の各銀行、湘南信用金庫、かながわ信用金庫、中央労働金庫、よこすか葉山農業協同組合

【**手続きに必要なもの**】

①対象金融機関のキャッシュカード(代理人カード等一部ご利用いただけないカードがあります。)②運転免許証等本人確認資料③被保険者番号が分かるもの

【**手続きできる場所**】

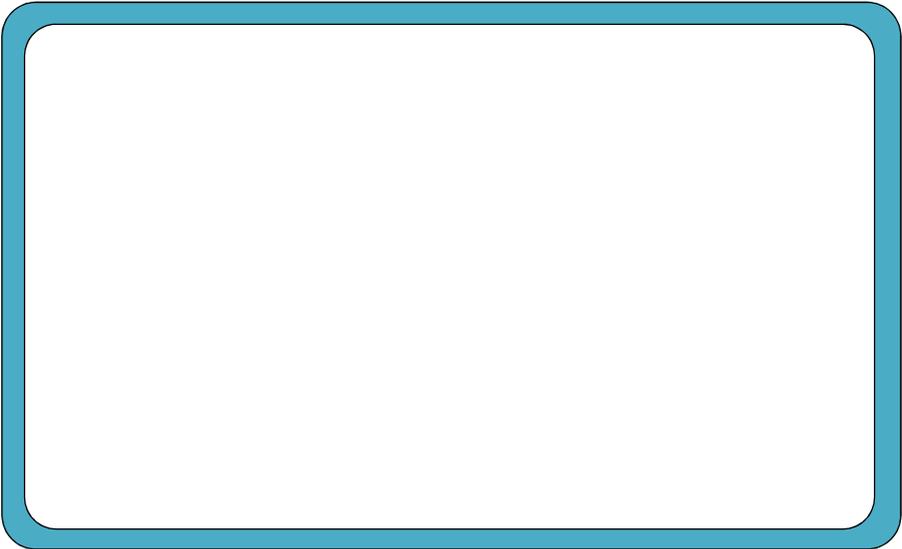
市役所健康保険課、会計課、行政センター(役所屋では手続きできません。)

【**手続きができる人**】口座の名義人本人様

○保険料を滞納している

国民健康保険制度は、みなさんが納付した保険料と、国・県・市の補助金などで運営されています。保険料を滞納している場合には、次のような措置が取られます。特別な事情により、保険料の納付が困難なときは申請により分割納付などもできますので、滞納のままにせずお早めにご相談ください。

督促状、催告書の送付	納期限までに保険料が納付されない場合、督促状、催告書が送付されます。	給付の制限	保険給付(療養費、高額療養費、葬祭費など)の全部または一部が差し止めとなり、滞納している保険料へあてる場合があります。
延滞金の徴収	納期限後に納付される場合、納期限の翌日から納付する日までの期間について、地方自治法第231条の3の第2項の規定により横須賀市国民健康保険条例第20条の2で定められた計算方法で算出した延滞金を保険料に加えて納付していただきます。	被保険者証の制限	有効期限の短い「短期被保険者証」や医療費の自己負担の割合が10割となる「被保険者資格証明書」が発行される場合があります。 <p>※国の制度改正に伴い、今後取り扱いが変更となる場合があります。</p>
滞納処分	法律に基づいた滞納処分として、財産が差し押さえとなる場合があります。		



納付書在中

口座振替および特別徴収
のみの場合は除きます



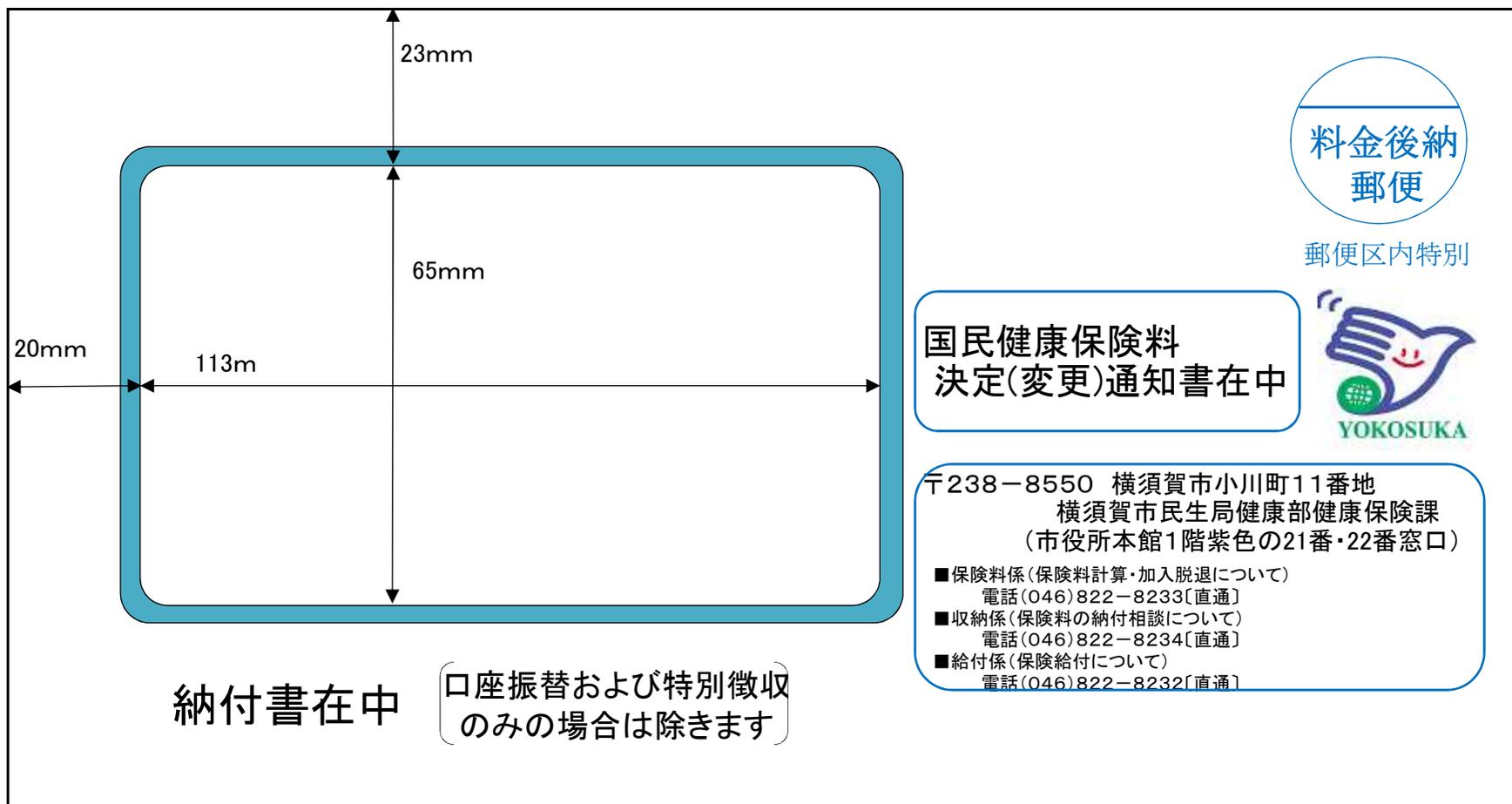
郵便区内特別

国民健康保険料
決定(変更)通知書在中



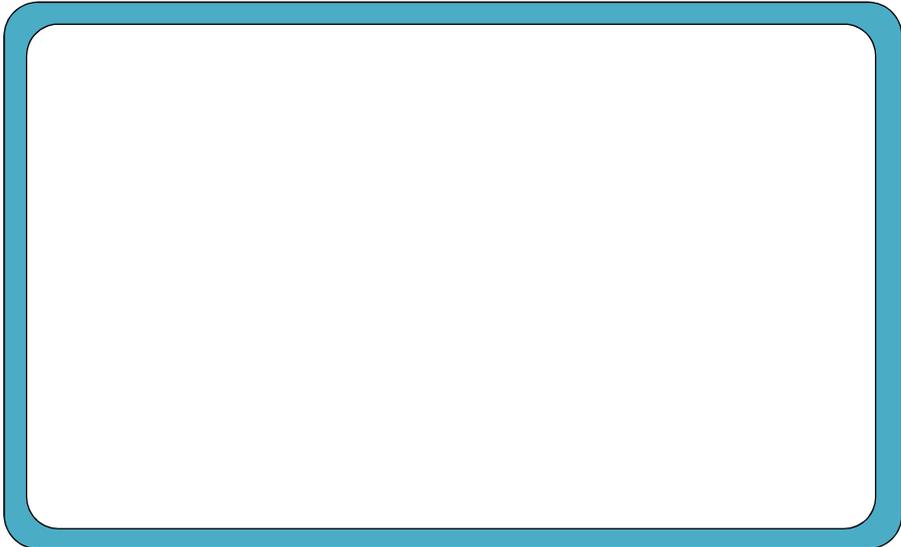
〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市民生局健康部健康保険課
(市役所本館1階紫色の21番・22番窓口)

- 保険料係(保険料計算・加入脱退について)
電話(046)822-8233[直通]
- 収納係(保険料の納付相談について)
電話(046)822-8234[直通]
- 給付係(保険給付について)
電話(046)822-8232[直通]



封筒1(寸法入り)

料金後納
郵便



国民健康保険料
決定(変更)通知書在中



〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市民生局健康部健康保険課
(市役所本館1階紫色の21番・22番窓口)

- 保険料係(保険料計算・加入脱退について)
電話(046)822-8233[直通]
- 収納係(保険料の納付相談について)
電話(046)822-8234[直通]
- 給付係(保険給付について)
電話(046)822-8232[直通]

納付書在中

口座振替および特別徴収
のみの場合は除きます



重要

必ず開封し内容を確認してください

窓部分を分別しないでリサイクルできます



郵便区内特別

国民健康保険のお知らせ

〒238-8550

横須賀市小川町11番地
横須賀市民生局健康部

健康保険課

収納係 電話〔直通〕(046)822-8234



郵便区内特別

国民健康保険のお知らせ

〒238-8550

横須賀市小川町11番地
横須賀市民生局健康部

健康保険課

収納係 電話〔直通〕(046)822-8234

重要

必ず開封し内容を確認してください

窓部分を分別しないでリサイクルできます

13mm

68mm

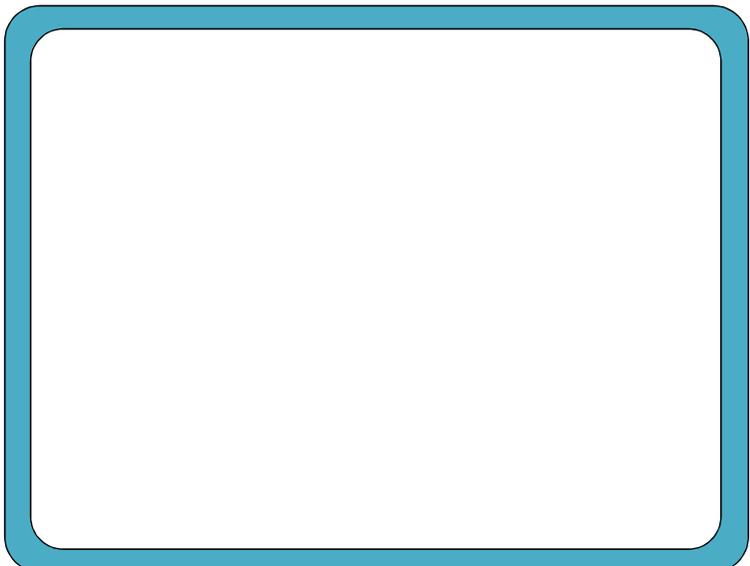
22mm

94mm

120mm

224mm

封筒3(寸法入り)



料金後納
郵便

国民健康保険のお知らせ

重要

必ず開封し内容を確認してください

〒238-8550
横須賀市小川町11番地
横須賀市民生局健康部
健康保険課
収納係 電話〔直通〕(046)822-8234

窓部分を分別しないでリサイクルできます